区分		年月日
整備計画認可		昭和47年10月 4日
特別管理	地域指定	昭和51年 6月10日
	変更認可	昭和52年 3月31日
新農業振興地域整備計画	地域指定	昭和54年10月12日
	変更認可	昭和56年 3月31日
農業農村整備計画	地域指定	昭和60年12月23日
	変更認可	昭和62年 8月26日
農業振興地域整備計画策定再編	地域指定	平成 4年 9月 3日
	変更認可	平成 6年 3月29日
農用地利用計画明確化	地域指定	平成10年 5月29日
	変更同意	平成12年12月 8日
計画見直し		平成20年 7月 7日
		平成27年 3月17日
		令和 3年 1月13日
		令和 8年 1月 8日

福知山市農業振興地域整備計画書
（案）

※本件変更は「第７ 農用地利用計画」にかかるものであるが、
今回は、編入面積と除外面積の差引面積が0．１ha以下であるため、
本文中に変更は生じていない

令和８年１０月

福知山市

第１　福知山市農業振興地域整備計画の考え方　1
１　本計画の位置づけと基本認識　1
２　計画期間　1
第２　地域の概況　1
１　地域の位置及び範囲　1
２　自然条件　1
３　交通条件　2
第３　人口及び産業経済の動向及び見通し　3
１　総人口、世帯数、産業別就業人口及び産業別生産額の動向及び見通し　3
２　農家数、農業従事者の動向及び見通し　4
第４　農業生産の推移と現状　6
１　農業産出額の現状　6
２　作付面積の推移　6
第５　農業者の現状と意識調査結果　8
１　調査概要　8
２　調査結果　8
第６　福知山市の農業振興の方針　12
第７　農用地利用計画　14
１　土地利用の方向　14
２　農用地利用計画　21
第８　農業生産基盤の整備開発計画　22
１　農業生産基盤の整備及び開発の方向　22
２　森林の整備その他林業の振興との関連　22
第９　農用地等の保全計画　23
１　農用地等の保全の方向　23
２　農用地等の保全のための活動　23
３　森林の整備その他林業の振興との関連　23
４　その他の施設の整備に係る事業との関連　23
第１０　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画　24
１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向　24
２　農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策　25
３　森林の整備その他林業の振興との関連　26
第１１　農業近代化施設の整備計画　27
１　農業近代化施設の整備の方向　27
２　農業近代化施設整備計画　29
３　森林の整備その他林業の振興との関連　30
第１２　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画　31
１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向　31

２　農業就業者育成・確保施設整備計画　31
３　農業を担うべき者のための支援の活動　31
４　森林の整備その他林業の振興との関連　32
第１３　農業従事者の安定的な就業の促進計画　33
１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標　33
２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策　33
３　農業従事者就業促進施設　33
４　森林の整備その他林業の振興との関連　33
第１４　生活環境施設の整備計画　34
１　生活環境施設の整備の目標　34
２　生活環境施設の整備計画　34
３　森林の整備その他林業の振興との関連　34
４　その他の施設の整備に係る事業との関連　34
第１５　附図

第１　福知山市農業振興地域整備計画の考え方

１　本計画の位置づけと基本認識

福知山市農業振興地域整備計画（以下「本計画」という。）は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第８条に基づき策定するものであり、経済事情の変動その他情勢の推移を勘案した上で、本市農業の今後のあり方を計画するものである。

２　計画期間

本計画の計画期間は令和７年度からおおよそ10年とし、法第12条の２第１項に基づきおおむね５年ごとに実施する農業振興地域整備計画に関する基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、本計画を随時変更する。

第２　地域の概況

１　地域の位置及び範囲

福知山市は、京都府北西部に位置している。西は兵庫県と接し、丹波・丹後・但馬から形成される「北近畿地域」の中央部にあり、京都市と神戸市からは約60㎞、大阪市からは約70kmの距離に位置している。本市の市域面積は552.54km^{2}であり、京都府内では、京都市、南丹市に次いで3番目に広大な市域を有している。

主な交通基盤として、鉄道はＪＲ山陰本線・福知山線、京都丹後鉄道宮福線、幹線道路は近畿自動車道敦賀線、国道９号等が通り、北近畿の交通の要衝となっている。

２　自然条件

福知山市は、由良川流域の福知山盆地に広がる市街地と、その周辺の農山村地域によって構成されており、市内には由良川をはじめ、その支流である土師川、牧川、宮川等が流れている。市内の約8割は森林で、市街地や河川沿いの集落、農用地が扇状に展開する平坦地を取り囲み、緑豊かな自然環境を形成している。

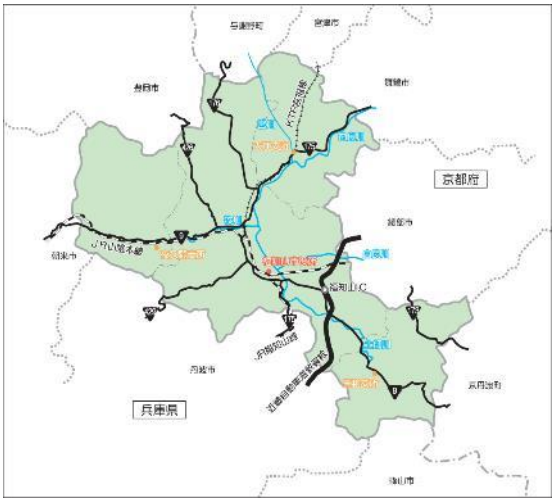

■　福知山市の主要交通網図

地質は、由良川及びその支流の流域は沖積層、山間部山地は秩父古生層、中生層を主に一部洪積層がある。土壌は植土から砂壌土まで分布し、一部夜久野ケ原は黒色土壌に覆われており、耕地は比較的肥沃である。

気候は、内陸性気候と日本海気候に属し、夏・冬の気温差が大きく、冬季は降雪がみられる。降雪量は、平坦地では少ないが、山間地域では多い。春秋には、福知山盆地では、盆地特有の濃霧が発生する。水資源としては由良川及びその支流があり、山間部などでは農業用ため池が整備されている。水田地帯は水利が整備されているが、畑地帯のかんがい施設は不備である。

3　交通条件

主な交通基盤は、鉄道ではJR山陰本線・福知山線と京都丹後鉄道宮福線が本市で結節している。福知山駅は、大阪、京都、但馬、丹後、舞鶴・若狭方面を結ぶ鉄道網の交点として、京阪神都市圏と北近畿地域などの効果的なアクセスを支える重要な役割を果たしている。

道路状況は、近畿自動車道敦賀線が縦断しており、福知山ICが国道9号に接続している。

幹線道路は国道9号が本市中心市街地を通り、市内を東西に横断する軸となっている。南北に国道175号、国道176号、国道426号、国道429号が本市と周辺都市を連絡するとともに、国道173号が本市東端を縦断している。主要地方道が福知山綾部線、綾部大江宮津線、舞鶴福知山線等あり、その他に中心市街地や周辺都市及び谷間の集落地等を連絡する路線がある。

バス路線は、民間バス、市バス、自主運行バスが運行されており、市内の集落地は、これらのバス路線におけるバス停と鉄道駅により、公共交通の利用圏（半径300m）に、概ねカバーされている。

第３　人口及び産業経済の動向及び見通し

１　総人口、世帯数、産業別就業人口及び産業別生産額の動向及び見通し

（１）人口

長田野工業団地の操業と時期を合わせて本市の人口は増加し、昭和60年頃まで増加傾向が続いたが、近年では減少に転じ、令和２年の国勢調査では、77,306人となった。

年齢３区分別人口の構成は、昭和45年の国勢調査においては、年少人口（0～14歳）が21.8％、生産年齢人口（15～64歳）が66.5％、老齢人口（65歳以上）が11.7％だったが、令和２年の国勢調査においては、年少人口が13.0％（10,083人）、生産年齢人口が56.9％（43,989人）、老齢人口が30.1％（23,234人）となっており、少子高齢化が進んだ結果、年少人口と老齢人口の割合が逆転している。

昼夜人口の状況（令和２年）をみると、本市への通勤通学者が、中丹地域はもとより、丹後、兵庫県の但馬、丹波西部からも多数が流入しており、夜間人口の77,306人に対して昼間人口は81,268人で3,962人の流入超過となっており、昼夜間人口率は105.1％で本市が当地域における運輸通信、産業経済、教育文化の中心としての役割を果たしている。

（２）産業

産業別昼間就業者数（令和２年）は、第１次産業が4.4％、第２次産業が28.4％、第３次産業が63.7％となっており、商業、サービス業、運輸・通信業を中心とする第３次産業の比重が極めて高い就業構成となっている。

また、平成22年から10年間の推移を見ると、第１次産業が2,489人（6.3％）から1,659人（4.4％）と大幅に減少している。

■市内総人口及び産業分類別就業人口

（国勢調査、農林業センサス、国立社会保障・人口問題研究所）　　（単位：人、％）

	総人口	総世帯数		産業分類別就業人口				
				総就業人口	第一次		第二次	第三次
			うち農家			うち農業		
平成22年	79,652	30,890 (100)	4,710 (15.2)	39,466 (100)	2,489 (6.3)	2,485 (6.3)	10,854 (27.5)	23,942 (60.7)
平成27年	78,935	32,170 (100)	3,915 (12.2)	39,543 (100)	2,100 (5.3)	2,097 (5.3)	10,927 (27.6)	24,532 (62.0)
令和２年	77,306	33,632 (100)	3,081 (9.2)	37,776 (100)	1,659 (4.4)	1,655 (4.4)	10,734 (28.4)	24,052 (63.7)
令和７年見通し	74,977	34,973 (100)	2,273 (6.5)	37,238 (100)	1,253 (3.4)	1,249 (3.4)	10,718 (28.8)	24,285 (65.2)

（注）１　令和７年の見通しは、平成22・27年、令和２年の値を用いて推計
　　２　（　）は構成比である。

■産業別生産額の推移（京都府市町村民経済計算）　（単位：百万円）

	産業別生産額			
	総生産額	第一次	第二次	第三次
平成22年	340,272	2,438	137,586	200,247
平成27年	383,716	4,337	164,046	215,334
令和２年	378,804	3,102	169,994	205,708
令和７年見通し	417,396	3,285	148,917	208,592

（注）令和７年の見通しは、平成22年から令和3年の値を用いて推計

2　農家数、農業従事者の動向及び見通し

本市の農業は一戸あたりの平均経営面積が50ａと零細であることから、米を基幹作物として、野菜・豆類・茶等の地域特産物を導入した複合経営が多く見られる。

農家数は、平成27年の3,915戸から令和２年には3,081戸に減少している。就業形態においては、自給的農家が平成27年の1,853戸から令和２年には1,617戸に減少、販売農家数は平成27年の2,062戸から令和２年には1,464戸に減少している。

また、農業従事者については、販売農家における年齢別農業就業者のうち65歳以上の占める割合が平成27年以降85％を超える高い水準で推移しており、農業後継者・認定担い手農業者の育成が緊急な課題となっている。

■総農家数の推移（農林業センサス）　（単位：戸、％）

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年	令和7(2025)年見通し
総農家数	4,710	3,915	3,081	2,273
うち販売農家数	2,541	2,062	1,464	945
自給的農家数	2,169	1,853	1,617	1,328

※販売農家　：経営耕地面積30ａ以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
自給的農家：経営耕地面積が30ａ未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

（注）令和７年の見通しは、平成22・27年、令和２年の値を用いて推計

■販売農家における年齢別基幹的農業従事者の構成（農林業センサス）

（単位：人）

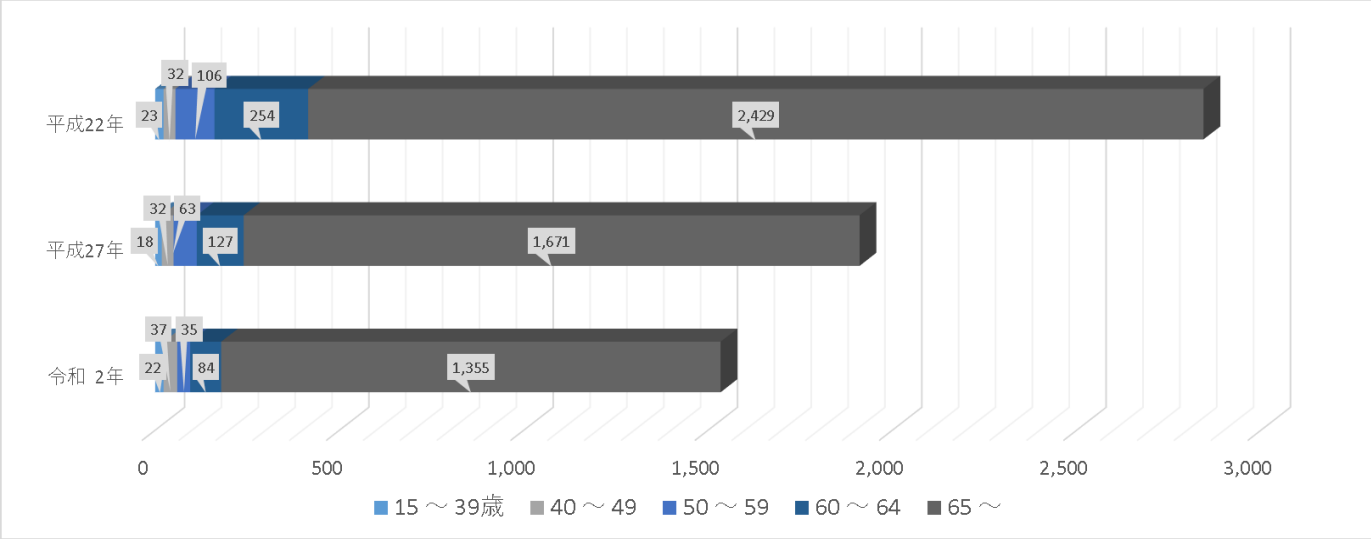

第４　農業生産の推移と現状

１　農業産出額の現状

本市の農業算出額は73.2億円（令和５年度、推計値）である。畜産等を除いた耕種の農業産出額は51.2億円であり、米が15.7億円、野菜が30.8億円となっている。土地利用型作物の生産額では米が多くを占めている状況である。一方で、万願寺とうがらしをはじめとした京の伝統野菜の生産も盛んである。畜産の農業生産額は21.6億円であり、そのうち鶏卵が18.9億円を占めている。

本市は下豊富、中六人部、三和、夜久野、大江地域が京都丹の国農業協同組合、それ以外の地域が京都農業協同組合の業務区域となっており、それぞれで農産物の集荷・出荷や資材の共同購入を行っている。

＊福知山市農業産出額（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」）　（単位：千万円）

	耕種											
	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	茶	その他作物	小計
令和５年度（推計）	157	0	1	5	4	308	23	5	3	3	5	512

	畜産										合計
	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵	ブロイラー	その他畜産物	加工農産物	小計	
令和５年度（推計）	8	9	×	-	200	189	×	-	4	216	732

２　作付面積の推移

水稲細目書に基づく水田の利用状況によると、水田の大半は主食用水稲が作付けられている。しかし、平成25年では水田の約61%に主食用水稲が作付けられていたが、令和６年では約45%にまでその比率は低下している。主食用水稲の減少分の一部は飼料用米や加工用米へと転換されているが、大半が保全管理など不作付地になっている。要因としては、農業従事者の高齢化や労働力不足に加えて、野生鳥獣の被害や耕作意欲の低下などが考えられる。本市の農業生産を考えるうえでは、農作業の省力化やスマート農業等による生産の効率化、販路の多角化や品質の差別化など、米生産で利益を上げることが必要である。加えて、米主体の農業構造から小豆やそばなど他の土地利用型作物や高収益作物への転換を図ることが必要である。

野菜については、水田での作付面積は平成25年時点の作付面積と比較して令和６年度は約18%減少している。主な栽培品目は平成25年度では紫ずきん、フキ、万願寺とうがらしであったが、紫ずきんは約５分の１、フキは約４分の１に作付面積を減らしており、多くの品目で面積が減少している。ブランド京野菜であるえびいもなど一部の品目で増加しているものもあるが、野菜は収穫等を人手に依存する労働集約的な生産体系であり労働力不足の影響を受けやすいため全体的な面積は減少傾向にある。令和６年度の主な栽培品目は万願寺とうがらし、きゅうり、紫ずきんとなっているが、その中でも万願寺とうがらしは収益性が比較的高く新規就農者等が積極的に取り組んでおり面積は微減である。

■水田における作付け面積（農業振興課資料）　（単位：ha）

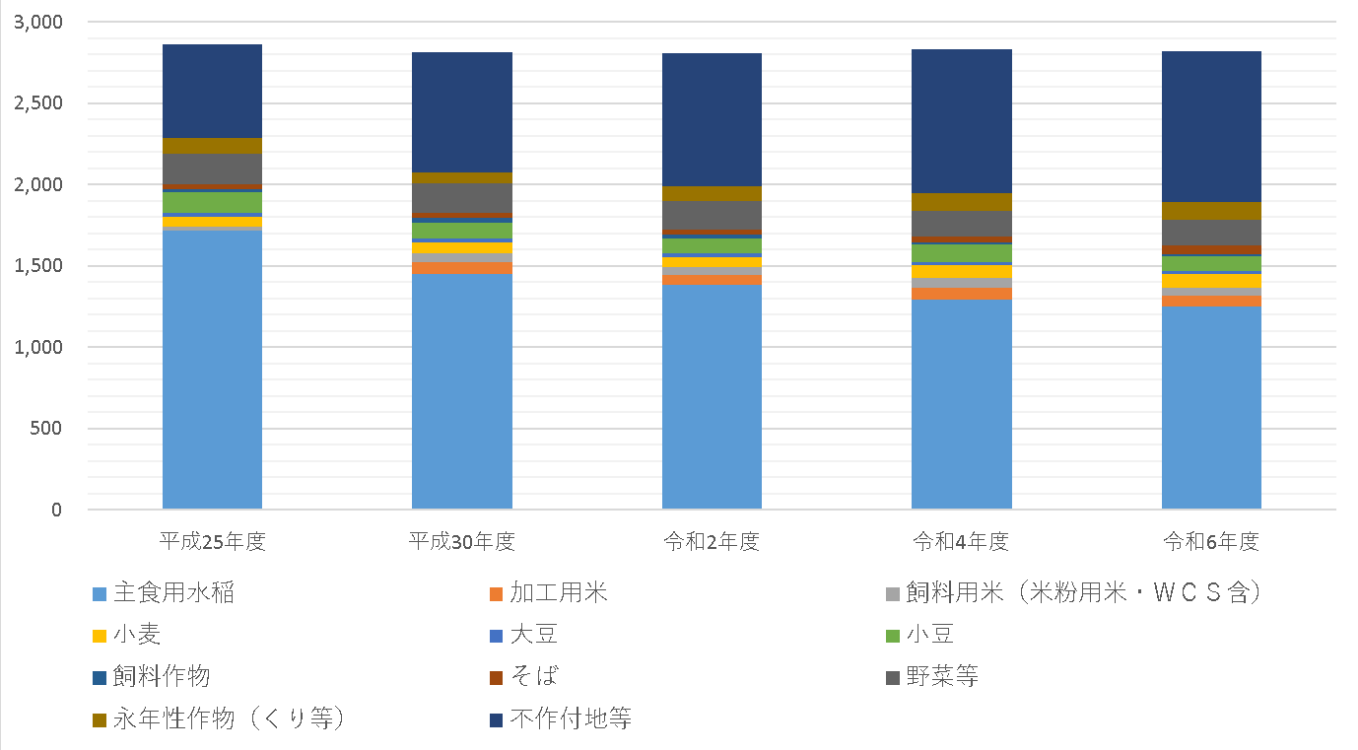

第５　農業者の現状と意識調査結果

１　調査概要

本計画の見直しに当たって、令和６年２月から令和６年４月にかけて市内の農業者4,922経営体を対象にアンケート調査を実施し、40.5%の1,992経営体から回答を得た。

２　調査結果

（１）営農状況

回答者のうち60代～80代以上が９割を占めており、60代～80代以上の農業者は令和元年度と比較すると３％ほど増加している。また、約半数が自給的農家や土地持ち非農家であり、第２種兼業農家も加えると農業以外の収入が主となる農業者（及び非農業者）は約７割になる。経営面積も30a未満が半数となっており、100a以下の面積が全体の約９割を占めている。

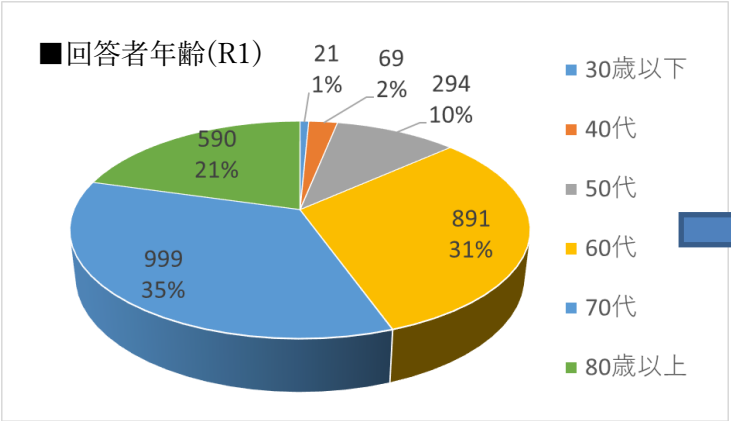

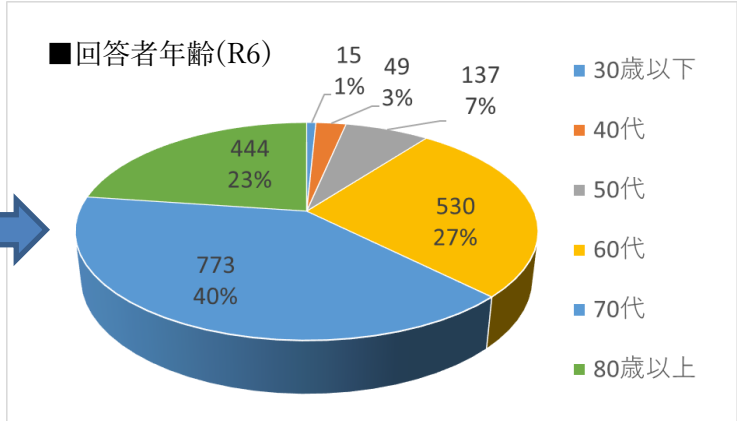

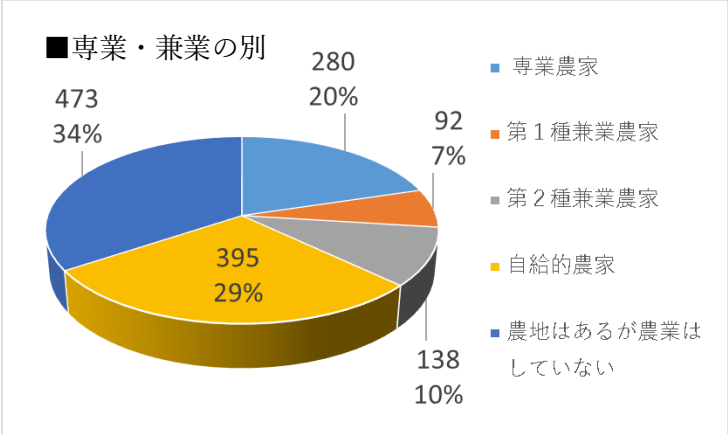

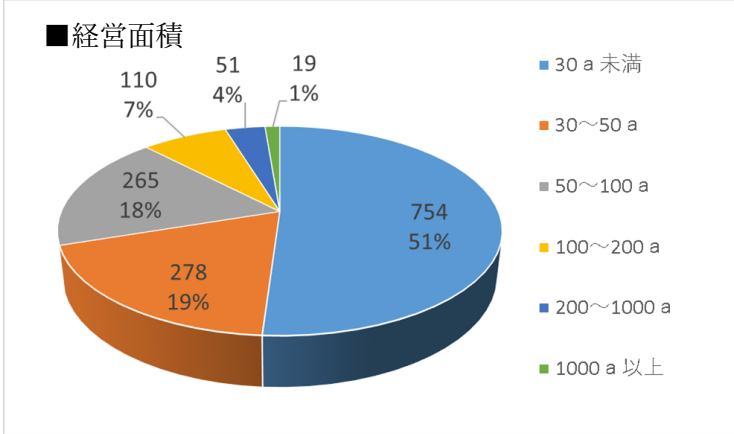

また、農業者の大半が水稲の販売金額が主となっている。農作業時の個人所有機械での作業を行う者は約５割と半数を占めており、営農組織を含む他３割は機械を共同で作業していることがわかる。また、一部作業は依頼することによる農作業を行っている。これらのことから、農村の構成員の大半が水稲主体の小規模な農業者であり、自家消費や縁故への配布、従来からの農協への販売が主体であることがわかる。

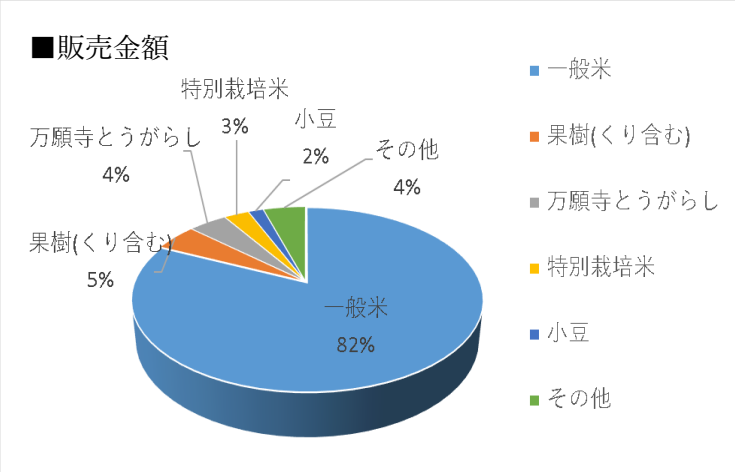

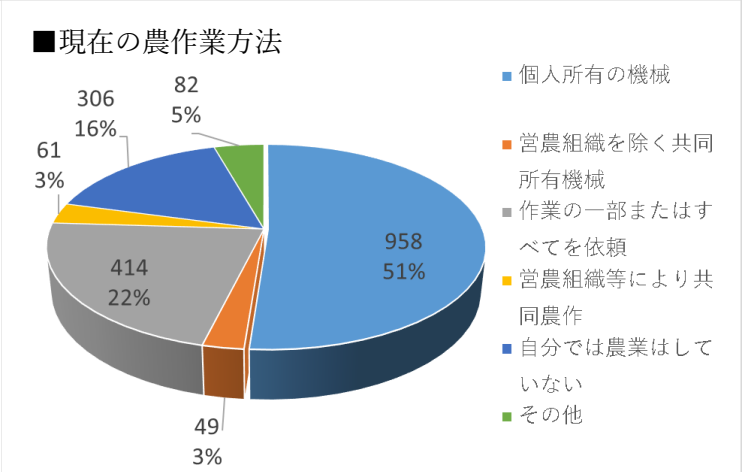

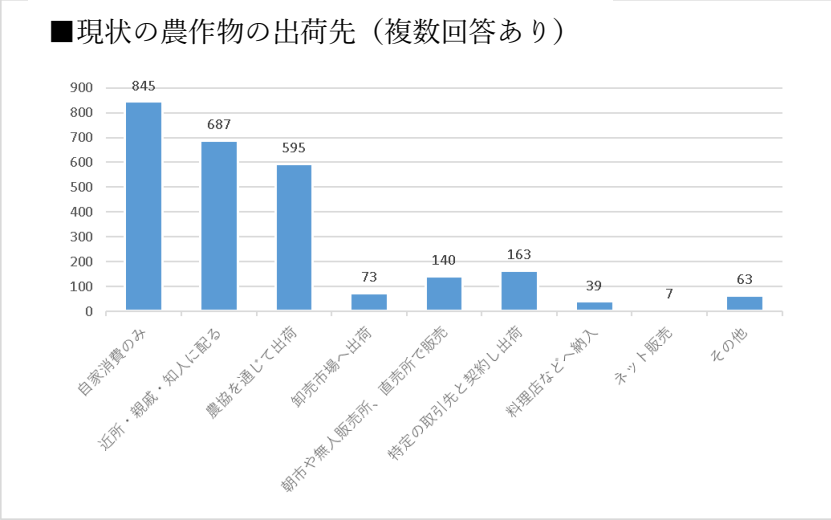

（２）営農上の課題

不作付地となっている要因として、シカやイノシシ等の野生鳥獣による被害が最も多く見られた。その他に、担い手の高齢化・労働力不足や傾斜地等の土地条件が悪いことから、収益や生産に伴う労力が維持できなくなってきており、栽培環境の悪い土地から不作付になっていると考えられる。

また、農業振興に関する今後の施策に求められていることとして有害鳥獣対策が最も多く、次いで荒廃農地の発生防止、担い手への支援、農業基盤施設の整備が課題となっている。

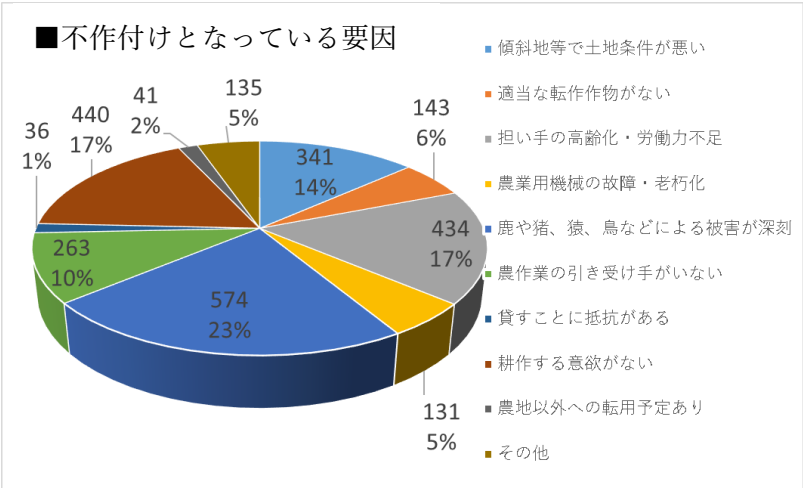

■農業振興に関する今後の施策として必要と感じる取組

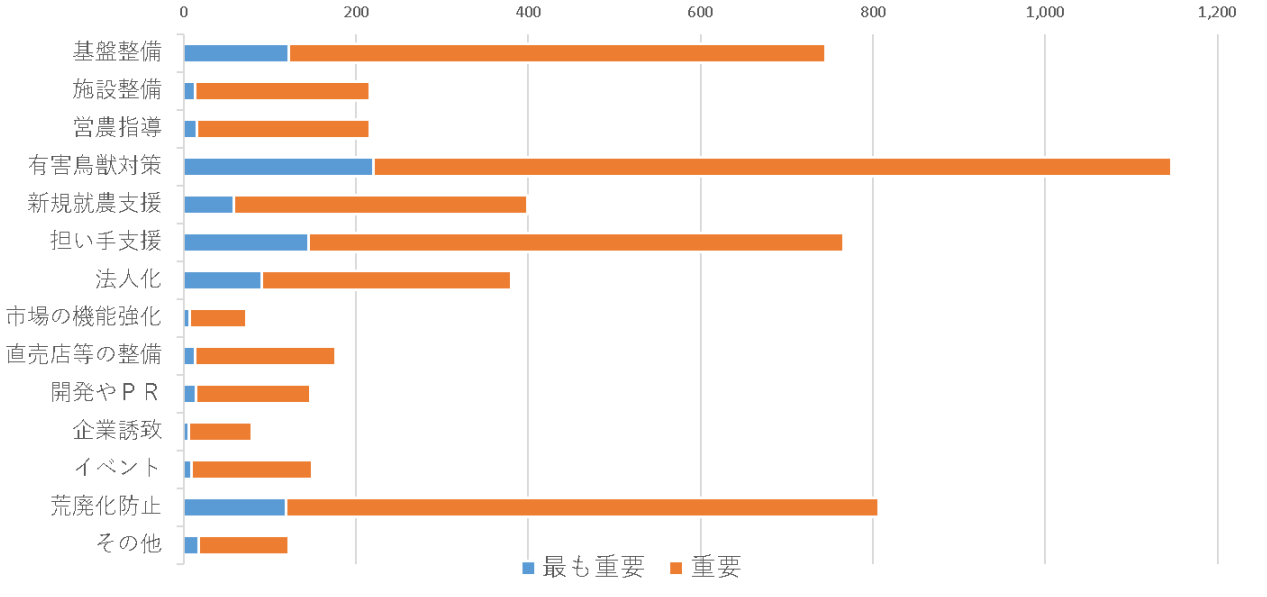

（３）今後の農地の動向

今後の農業経営の方針について伺ったところ、半数の農業者は現状維持であり、拡大・効率化に向けた展開もあまり考えられていない状況である。縮小、離農も多く、今後５年間で縮小、離農を考えている農業者の経営面積を合計したところ273haであった。これらを個人の担い手及び集落営農組織等への利用権設定や全作業受委託へ誘導し農地の維持を図りたいが、一部は耕作放棄地化することが避けられない状況である。

■今後の農業展開

○農産加工品の生産・販売を行う

	回答数	経営面積合計(a)
1 すでに取り組んでいる	56	8,876
2 今後取り組みたい	89	9,680
3 取り組むつもりはない	1076	59,800
4 わからない	287	19,143
無回答	484	-

○機械の共同所有・共同利用を行う

	回答数	経営面積合計(a)
1 すでに取り組んでいる	121	17,830
2 今後取り組みたい	138	12,297
3 取り組むつもりはない	940	51,035
4 わからない	307	12,772
無回答	486	-

○防除・収穫等の農作業受委託を行う

	回答数	経営面積合計(a)
1 すでに取り組んでいる	179	20,529
2 今後取り組みたい	146	21,962
3 取り組むつもりはない	829	39,259
4 わからない	346	14,959
無回答	492	-

○農家の出役により、共同で農作業を行う

	回答数	経営面積合計(a)
1 すでに取り組んでいる	166	28,582
2 今後取り組みたい	125	13,104
3 取り組むつもりはない	766	31,036
4 わからない	445	20,993
無回答	490	-

○作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う

	回答数	経営面積合計(a)
1 すでに取り組んでいる	65	18,465
2 今後取り組みたい	165	15,638
3 取り組むつもりはない	678	29,826
4 わからない	584	31,064
無回答	500	-

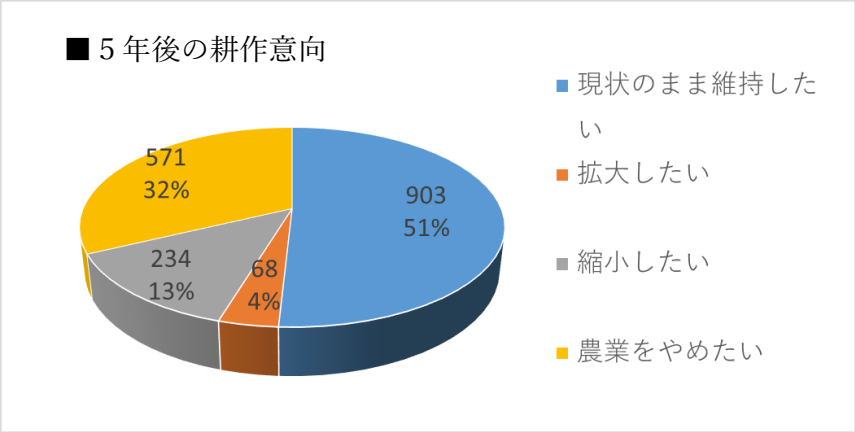

	回答数	経営面積合計(a)
現状維持	903	59,338
拡大	68	18,230
縮小	234	16,938
離農	571	10,439
無回答	216	-

第６　福知山市の農業振興の方針

１　本市の農業の現状と課題

本市における農家数は年々減少傾向にあり、令和２年度時点の販売農家数は1,464戸にとどまっており、今後もさらなる減少が見込まれる。また、農業従事者のうち65歳以上の高齢者が約85％を占めており、農業の担い手となる後継者や認定農業者の育成・確保が喫緊の課題である。

農業生産の構成としては、耕種作物の中で米が農業産出額および作付面積の大半を占めており、価格変動に大きく左右される経営構造となっている。

さらに、農業者を対象とした意識調査の結果からは、野生鳥獣による農作物被害、担い手の高齢化・労働力不足、地形的制約の大きい中山間地域の条件不利性など、複合的な要因により不作付地が増加傾向にあることが明らかとなっている。

２　本市の農業振興の基本方針

本市では、上記の課題に対応し、「稼げる農業」「守る農地」「支える地域」を基本理念として、農林業の成長と持続的な地域づくりを両立させる政策を展開する。

農業・農村の有する多面的機能（国土の保全・水源のかん養・環境保全・景観形成・地域文化の継承等）を最大限に活かし、農山村、森林、都市が調和した持続可能な農業・農村の形成を目指す。

(1) 担い手の育成・確保と意欲ある農業者の支援

- ICTやスマート農業機械の導入により、省力化と生産性の向上を図り、魅力ある農業経営の実現を促進する。
- 経営感覚に優れた担い手の育成や、小規模農業者への販売支援など、意欲ある多様な担い手が活躍できる環境を整備する。
- 若者や退職世代の参入促進、市内外の農業法人の誘致などによって次世代への継承体制を確立する。

(2) 高付加価値化とブランド力の強化

- 地域特産品や京野菜等の産地拡大を通じて、農産物のブランド化・高付加価値化を図る。
- 生産者自らの加工、販売の推進により、生産から販売まで一体化し、収益性の高い産業として育成する。
- 「ふくちやまのエエもん」認定等を活用し、都市部市場における競争力を高める。

(3) 農地の保全・流動化と営農基盤の強化

- 地域の話し合いによる地域計画の実行を支援し、集積・集約化を推進する。
- 条件不利地域における営農継続支援を通じて、農村の活力を維持する。
- 土地改良施設の適正な維持管理や大区画化の推進により、生産基盤の長寿命化と効率化を図る。

(4) 環境・気候変動・獣害への対応強化

- 異常気象（高温・渇水・豪雨等）に対応する防災・減災対策を京都府等と連携し推進する。
- 有害鳥獣対策として、捕獲・防除・生息環境管理の3本柱を軸に地域ぐるみの取組みを支援す

る。

- 環境保全型農業（有機農業、減農薬農業等）の導入により、環境にやさしい農業の普及を図る。

3　今後に向けた展望と重点方針

福知山市の農業は、中山間地域の地理的特性、豊かな自然環境、京阪神からの適度な距離という立地条件を活かした多様な発展可能性を有している。今後は以下の視点を重視する。

- 地域ごとの特性に応じた農業振興の方向性の明確化
  品目や担い手に応じた地域別戦略（例：水田地帯でのスマート水田作、中山間地での有機農産物・特産品栽培）を展開する。
- 都市農村連携による販路・関係人口の拡大
  都市部と連携した直売・EC販売の強化、農泊や体験型農業による新たな収益モデルの創出を図る。
- 農業と福祉・教育・観光の融合
  高齢者の生きがいや障がい者の就労機会としての農業の活用、学校給食や観光資源との連携を推進する。

このように、「稼ぐ」「守る」「支える」福知山農業を実現することで、地域社会と一体となった農業振興を着実に推進していく。

第７　農用地利用計画

１　土地利用区分の方向

（１）　土地利用の方向

ア　土地利用の構想

福知山市は、各地域の特性を活かし、多様性あふれるまちづくりを進めていくために福知山市の「目標とする都市構造」を地域性やその役割を踏まえた“福知山らしいコンパクトな都市”（コンパクト＋ネットワーク）づくりを推進する。

（“福知山らしいコンパクトな都市”とは高次の都市機能がコンパクトに集積する中心市街地の一層の機能強化とあわせて、市街化調整区域を含めた農山村地域においては中核となる集落を「小さな拠点」と位置づけ、これらの核を中心として地域内外の連携強化を図り（ネットワーク形成）、日常的な生活利便性を確保する都市である。）

農用地は農産物の生産の場だけでなく、その生産活動を通じて国土や自然環境、生物多様性の保全、文化の継承など多面的な機能や役割を果たしており、農村の住人だけでなく都市部の住人にも様々な恩恵をもたらしている。本市においても農用地の維持・保全を重要施策と位置づけ、農産物の生産振興や多様な担い手を含む担い手の確保・育成、農地利用集積・集約化の推進、農業生産基盤の保全により、農用地の利活用を促進する施策を展開する。

市域内の土地利用は市域面積55,254haのうち市街化区域が1,903ha、市街化調整区域が11,353ha、森林面積が42,053haであり、農業振興地域面積は市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた20,767haとなっている。農用地の状況は水田が主体を占める農地4,305.2ha、住宅、工業用地等が6,942.1ha、山林原野が9,469.2haとなっている。

しかし、農業をとりまく環境は、農業従事者の減少と高齢化、野生鳥獣被害、農業生産基盤の老朽化の進行により厳しさを増しており、農用地は減少傾向にある。

このため、農用地利用の方向として、地域計画の目標地図に定める農用地を優良農用地として重点的に確保する。また、農村生活上必要な施設の整備を図るため、集落内及び周辺の生活環境施設を確保する。

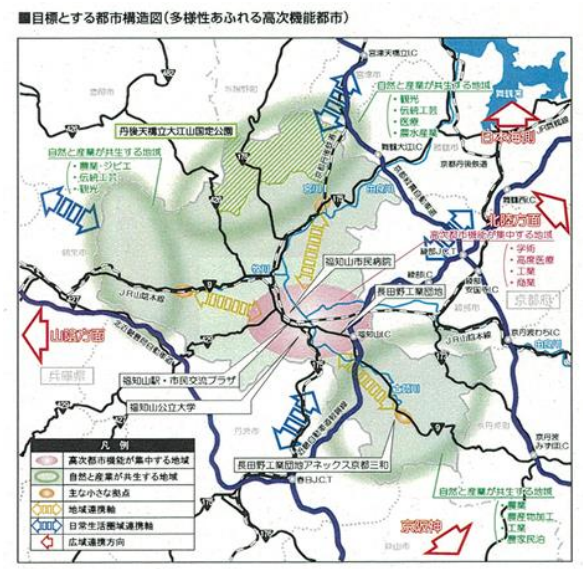

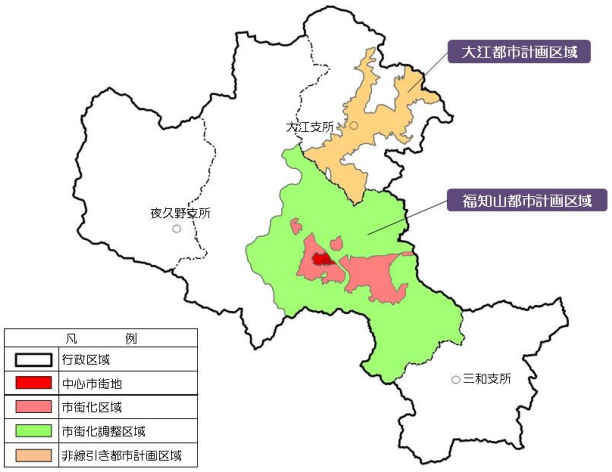

■農業・農村の有する多面的機能

■農業振興地域内の土地利用

（単位：ha）

	総面積	農用地	農業用施設用地	山林原野	住宅用地	工業用地	その他
平成30年	20,768.0	4,446.7	49.3	10,165.5			5,274.7
令和２年	20,766.5	4,414.6	37.1	10,343.5			5,970.3
令和６年現在	20,767.0	4,305.2	50.5	9,469.2			6,942.1

イ　農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地4,305.2ha及び現況農業用施設用地50.5haのうち、農用地3,027.1haに農業用施設用地48.2haを含めた3,075.3haについて、農用地区域を設定する。

（ア）現況農用地についての設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地4,305.2haのうち、下記aからdに該当する農用地3,027.1haを農用地区域に設定する。

a　集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的な農用地）
b　土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
c　ａ及びｂ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
d　地域計画の達成のために必要な土地など、農業振興を図るために必要な土地

<除外>

法第 10 条第 3 項非該当及び法第 12 条第 1 項に基づき、下記に該当する区域は農用地区域の設定から除外することとし、農用地として将来にわたって保全するものと明確に区分する。

・既に山林原野化し、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと判断されたもの
・集落介在農地であって団地規模が1ha未満のもの
・自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められるもの
・植林等により林地化されているもの

・荒廃その他の事由により、集団的に存在する農用地区域の規模が10haを下回ったもの
・農業用施設の廃止、縮小等によりその用に供されなくなったもの

（イ）農業用施設用地の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、（ア）において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、また隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地（ため池含む）48.2haについて農用地区域を設定する。

■農用地利用計画

	農地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
福知山	1,910.7	1,385.9	△524.8	35.7	35.7	0.0	1,946.4	1,421.6	△524.8
三和	320.3	285.0	△35.3	3.0	3.0	0.0	323.3	288.0	△35.3
夜久野	443.5	337.3	△106.2	7.7	7.7	0.0	451.2	345.0	△106.2
大江	352.6	235.6	△117.0	1.8	1.8	0.0	354.4	237.4	△117.0
計	3,027.1	2,243.8	△783.3	48.2	48.2	0.0	3,075.3	2,292.0	△783.3

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

今後も水稲主体の農地利用が続くと考えられ、効率的な作業が可能なほ場整備済み農地を優先的に耕作・保全していく。しかし、現在山間部を中心に大規模な農地の集約が困難となっていることや、農業者の高齢化・人口減少による営農や農地保全に携わる担い手の確保が課題となっている中、野生鳥獣による被害が追い打ちをかけ、一層の農地の荒廃が進んでいる。このため、ほ場整備済み農地であっても非農地化が避けられない状況である。10年後においては、現況農地のうちほ場整備済み農地(2,493.1ha)の９割を農地として利用する。

農地の利用形態としては、主食用水稲主体ではあるが、全国の主食用米の需要量は、人口減少や一人あたりの消費量の減少に伴い、中長期的には減少傾向にある。福知山市水田収益力強化ビジョンに基づき飼料用米や加工用米、大豆や黒大豆、万願寺とうがらし、小麦・そばや小豆、玉ねぎなど需要が大きい品目や水害に強い品目等への転換を進めていく。

また、農作業の機械化・省力化を図るため、担い手への農地の集積・集約化、スマート農業を推進する。

イ 用途区分の構想

（ア）福知山東部地区（西中筋、雀部、佐賀）

ａ　由良川を中心に左岸では、市街化区域界までの間及び観音寺内の旧府道から高岳北側山麓までの間、右岸では、府道舞鶴綾部福知山線、市道堺線、府道私市大江線を結ぶ線までの平坦地約200haが水田として利用されており、その多くは大区画のほ場整備が実施されている。畑地の茶園については、左岸の興・土集落に集団化を図る。水田はほ場整備による大区画化に伴い、農地の集約化を促進し、基幹作業の集約化により生産コストの低減を図る。

（西中筋）

b　府道私市大江線に沿い相長川及びその支流流域の緩傾斜地は、およそ180haある。谷筋では区画がやや小さいが、ほ場整備が完了しているため機械化に対応でき、田畑輪換による京野菜生産や、里山を利用した樹園地では引き続き筍生産を行う。（佐賀）

c　戸田橋より下流、由良川右岸、府道舞鶴綾部福知山線の北側の山麓及び山間に入り組む農用地は、水田としてかんがい出来る条件が整備されほ場整備が完了しており、機械化、省力化に適した水田として確保する。また、戸田橋より下流、由良川右岸、府道舞鶴綾部福知山線の南側についても築堤工事に伴う大区画ほ場整備が実施中であり、担い手へ集約し効率的な農地利用による土地利用型作物の生産を図る。前田・川北地内の由良川左岸には10ha以上の畑地が整備されており、担い手へ集約し効率的な農地利用による牧草生産等の粗放的利用を図る。（雀部）

d　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、西中筋地内に約50haの処理能力をもつライスセンターや、茶工場等が設置されており、これらの水稲及び茶等の既存施設の利用が中心となっており、農用地と一体的に保全していく。

（イ）福知山西部地区（上豊富、下豊富）

a　豊富用水と和久川水系に属する豊富地域では、国道429号と府道談夜久野線分岐点から、国道９号に至るまでの国道429号沿いの農地はおおむね平坦地で、水田として利用出来る農用地が約200haあり、その大部分が機械化に対応したほ場整備を完了している。ここを水田の高い生産力を生かした田畑輪換により、土地の生産性向上を図り水稲、小麦、小豆、そば、京野菜の主産地とする。また、耕畜連携による飼料作物の生産による土地利用を行う。（上豊富、下豊富）

b　室山北面の開拓台地は、山麓から市街化地域までの間に室、市寺、小野脇、正明寺、篠尾の集落を中心とする農地約98haがある。比較的、畑作利用が多い地域であるが、現況どおり確保し、市内消費の青果物の生産地とする。

c　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、現在正明寺地内に約160haの処理能力をもつライスセンター、上豊富地内に堆肥舎等が設置されており、これらの水稲等の既存施設の利用が中心となるが、今後必要となる農業施設の設置については、集落内の小規模な農地、集落周辺の土地を利用する。

（ウ）福知山南部地区（上六人部、中六人部、下六人部）

a　土師川、竹田川水系に属する萩原、及び田野から高畑に至る平坦地約224haは、団地規模が10ha以上と比較的平坦でまとまった水田地帯で、早くからほ場整備を実施し、機械化に対応できる農地であるため、国、府道沿いの一部のものを除き確保する。（中六人部、下六人部）

b　国道９号以南、市道萩原堀越線以東の範囲及び市道池田上安場線以北の山間緩傾斜地約130haのうち山間、山麓台地については水田として利用され、ほ場整備完了地等は今後とも水田として確保する。（上六人部）

c　府道岩崎市島線の東側で市道大内線沿い、市道笹場田野山田線沿い及び、市道笹場1号線より西側の緩傾斜地、台地約188haのうち、谷間と、兵庫県境に接する台地はほ場整備が実

施済であり、機械導入が可能な地域として確保する。（中六人部）

d　多保市大池の北、市道多保市三俣線沿いの農用地帯は水田として活用されている。水田はほ場整備が完了しており、機械化に対応した農用地として確保する。近代的な大規模畜産経営が行われており、耕畜連携による資源循環型農業による農地の効率的利用を行う。（下六人部）

e　市道長田岩間線の土師川南側に存在する台地は約34haあり、ため池かんがいによる水田であるが、ほ場整備が実施済であり、機械導入が可能な地域として確保する。（下六人部）

f　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、既存の農業施設を有効に活用し、さらに農業施設の必要が生じた場合は、農用地周辺の土地及び農用地に隣接する土地に設置し、優良農地は出来る限り確保する。

（エ）福知山北部地区（雲原、金山、三岳、金谷、上川口）

a　牧川水系の梅谷から十二に至る約98haは、おおむね平坦で団地規模10ha以上の水田で既にほ場整備が完了しており、機械化に対応できる条件を整えた水田として確保する。（上川口、金谷）

b　ａから両側の山地に入りこむ山間地及び里山約618haは、現在山間地は水田になっており、一部に未整備田もあるが可能な限り水田として確保する。（上川口、金谷）

c　雲原川、花倉川、大呂川及び佐々木川各流域と、それぞれ支流沿いの山間地及び山麓台地、それに続く里山は約813haあり、ほ場整備は完了しており水稲と冷涼な気候を利用した夏場のきゅうりや山菜等の地域特産物を推進する。山麓の畑地は栗園等の樹園地とする。（雲原、三岳、金山）

d　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、既存のミニライスセンターを有効活用し、さらに農業施設の必要が生じた場合は、集落内の介在農地及び集落周辺の土地を利用するものとする。

（オ）　福知山中部地区（福知山、庵我、下川口）

a　由良川水系の右岸沿いに猪崎から筈巻まで続く約184haは、平坦地で団地規模50ha以上とまとまっており、河岸に接する部分は畑地として、また、府道沿いは水田となっている。水田はほ場整備が完了しており、大型機械に対応でき飼料作物など土地利用型作物の拡大を図る。（庵我）

b　府道舞鶴綾部福知山線以北、主要地方道舞鶴福知山線から東は、aにおける各団地から山地まで階段状に連なる水田であり、整備可能な水田においては基盤整備が済み、区画はやや小さいが、機械化に対応できるものとなっているためその活用を図る。（庵我）

c　由良川左岸の牧川水系に属する平坦地約186haは、機械化に対応できる条件と凡用水田としての条件を備えた水田であるため、田畑輪換による土地利用型作物や京野菜生産を行う。（下川口）

d　府道筈巻牧線の北側及び府道大呂下天津線沿い、国道176号沿いの山間地と台地は約104haで、山間地は水田として、台地は畑地として利用されているものの、区画は小さく機械化の条件に恵まれないが、畑、樹園地として確保する。（下川口）

e　市街化地域の南、市道荒木神社線、川北荒木線沿いの山間部で約９haの棚田は、ほ場整備が実施済であり、機械導入が可能な水田として確保する。（福知山）

f　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、森垣地内のライスセンターや既存の農業施設を有効に活用し、さらに農業施設の必要が生じた場合は、農用地周辺の土地及び農用地に隣接する土地に設置し、優良農地は出来る限り確保する。

（カ）　三和地区（菟原、細見、川合）

a　土師川水系に属する平坦部の農用地については既にほ場整備が完了し、用排水条件が整備され、田畑輪換の条件を備えているため、機械化に対応した水田として高度利用を図る。

　また、大身集落や友渕集落では土質に適し、商品性の高い三和ぶどうが栽培されているが、植栽後30年を経過しており、改植を促し引き続き樹園地として確保する。（菟原）

b　土師川支流細見川と府道中山綾部線に沿った農用地約61ha（中出・辻集落等）については、ほ場整備を完了しており、地域の特性や土壌条件、立地条件等を考慮し、小豆、京野菜の栽培を組み入れて農地として積極的な利用を図る。

　また、寺尾川と主要地方道市島和知線に沿った農用地約33ha（寺尾・草山集落）についても農地としての利用を高め、京野菜など高収益作物の導入を図る。

　この他、当地区は、法人、担い手農業者、若手農業者等によりパイプハウスの設置が進んでおり、京野菜や市内消費の青果物生産の基地として積極的な利用を図る。（細見）

c　土師川支流川合川と主要地方道市島和知線に沿った農用地約58haについては、ほ場整備が完了しているが、集落の過疎化が著しく進んでいる。地域担い手として位置づけられた法人を中心として営農活動のみならず地域活動を進め、農地集約や農地活用を図り、水稲のほか、京野菜の生産、傾斜畑を利用した栗の栽培を進める。（川合）

d　当地区は、新規就農者受入に向けた体制作りが進んでおり、新規就農者受け入れ地区として積極的に活用する。

e　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、既存施設の活用を十分に図ることで、新たな農業施設の設置については必要最小限にとどめ、その土地利用は集落内の農地及び集落周辺の土地を利用するものとする。

（キ）　夜久野地区（下夜久野、中夜久野、上夜久野）

a　東部に竜ヶ城、西部に居母山があり、国道９号線とＪＲ山陰本線が平行して東西に走っている。河川と国府道の間に散在する水田は48haある。５ha以上集約されたほ場は、畑川及び府道小坂青垣線沿いにある金尾－西谷間と今西中の長須・小田垣及び夜久野トンネル周辺の大島・八代にあるだけで、残りは小規模なほ場が散在している。ほ場整備はほぼ完了し地域の特性を活かして、農地としての利用を高め、営農組合を中心とした水田活用を図る。

　また、地域の気候を活かした黒大豆・小豆の生産維持・増加に努め、農業用施設として、水稲等の保冷庫を活用していく。（下夜久野）

b　国道９号線と牧川・末川が並行し、ほ場整備された100haの水田の利用を高め、田畑転換により黒大豆・小豆の規模拡大を進めるとともに、京野菜等の生産を図る。農業用施設は、ライスセンター等がある。（中夜久野）

c　鉄鈷山・富岡山・居母山の間に府道山東大江線・但東夜久野線と牧川・直見川が南北に走り、水田は、198haのほ場整備が完了し、水稲を中心にした農地活用に努めている。農業用施設は、機械共同利用施設、水稲採種施設、ライスセンターがある。

夜久野高原は、国道９号線とＪＲ山陰本線との間に位置し、宝山の噴火により黒土でおおわれている。面積は300ha（夜久野町分150ha、兵庫県分150ha）で、宝山を境に東西にわかれている。高原は、道路事情もよく、自然にも恵まれ、そば、栗、ぶどう等の栽培に適する土地である。施設としては、京都府の緑化センターをはじめ、宝山公園、夜久野玄武岩公園、道の駅「農匠の郷やくの」等があり、より計画的な周年野菜などの供給地として活用を進める。（上夜久野）

d　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、既存施設の活用を十分図り、新規施設の導入については必要最小限にとどめ、その土地利用は農地及び周辺を利用するものとする。

（ク）　大江地区（河守上、河守、河西、河東、有路上、有路下）

a　内宮・二俣・天田内では、宮川水系に属する平坦部を中心にほ場整備が完了し、用排水条件が整備されたことにより、田畑輪換が可能となったほ場について、万願寺とうがらし等を中心とした施設園芸作物を中心に土地利用を進める。毛原集落をはじめ未整備ほ場については、観光資源として棚田やブルーベリ園の活用を図る。（河守上）

b　由良川流域の平坦部の波美から金屋集落の農地については、大区画ほ場整備が実施されており、水稲を中心とした土地利用作物の生産を振興するとともに、水害リスクの少ない玉ねぎ栽培を推進する。また、関から蓼原集落までの耕地は由良川・宮川と京都丹後鉄道に挟まれ、ほ場整備も完了しており、機械化に対応した水田として活用する。上野集落についても農地利用の促進を図るため、田畑輪換を進める。（河守）

c　由良川と京都丹後鉄道の間に位置する蓼原・公庄集落は、概ねほ場整備が完了しており、田畑輪換を促進し、農地利用を図る。（河西）

d　河東地区では、由良川と主要地方道舞鶴福知山線の間にある農地約70haにおいては、千原集落を中心に大区画ほ場が整備された。また、尾藤・在田・夏間の集落についてもほ場整備が完了しており、加工用米を含む水稲等の集団栽培化を図る。このほか、小豆、茶の栽培による活用を進める。山間部の南山地域においても、ほ場整備が完了しており、機械化に対応した営農を推進する。（河東）

e　有路上地区では、由良川を挟み、国道175号沿いの農地で大区画ほ場整備が完了しており、効率的な土地利用を進める。また、主要地方道舞鶴福知山線沿いの農地では、水稲・牧草の栽培や万願寺とうがらし等の商品化作物の導入を図ることにより、農地の有効利用を更に進める。（有路上）

f　有路下地区では、由良川を挟み、国道175号沿いと主要地方道舞鶴福知山線沿いにある農地約50haについて、ほ場整備が完了しており、水稲、茶等の栽培による効率的な土地利用を進める。山間部水田についても、田畑輪換による商品化作物の導入を図る。（有路下）

g　当地区の農業用施設用地の設置構想としては、二箇下の製茶工場等既存施設の活用を十分図り、新規施設の導入については必要最小限にとどめ、その土地利用は農地及び周辺を利用するものとする。

2　農用地利用計画

別添附図１号のとおり

第８　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では昭和37年度に団体営ほ場整備事業を実施して以来、ほ場整備面積は2,493haと農用地区域内農地面積の82％を実施するなど農道整備やかんがい排水などの農業生産基盤整備に取り組んできており、ほ場整備が必要な水田においては概ね事業が完了したと考えられる。

老朽化の進む農道、水利施設等の地域資源については、農家減少、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっており、日本型直接支払制度等の地域全体での共同活動と営農活動を支援していく。今後は、田の汎用化や大区画ほ場への再整備を進め、担い手への農地集約を進めるとともにスマート農業機械等を活用した低コスト・効率的な営農を目指し、地域の合意と集落の営農計画を基礎とする地域計画に基づき整備を実施し、農地、農業用施設の集積・集約化を図る。特に、近年自然災害によるため池の被害が頻発しているなか、洪水調節機能の強化やハザードマップ作成など、営農上の整備だけでなく防災面の強化を促進する。

また、農業者の生産意欲減退の要因となっている野生鳥獣被害対策として、引き続き侵入防護柵の設置が必要な箇所への整備を促進する。

２　森林の整備その他林業の振興との関連

福知山市の総面積は、55,254haで、このうち森林面積は42,053ha（森林率76.1％）を占め、民有林面積は41,545haで森林の98.8％を占めている。林業の生産基盤である林道は、146路線、延長140,889ｍ、林道密度3.39m/haであり、年次計画に基づき既設林道を起点に作業道を開設しつつあるが、全国平均林道密度5.4ｍ/haと比較しても整備水準は低く、造林保育事業、素材の搬出等、機械化を阻む大きな要因となっている。

そのため、生産基盤の整備は地域林業発展の基礎であるとの認識のもと、基幹的な路網の開設と、これらの先線・支線となる森林作業道の開設を進め、森林施業の効率的な実施が図れるよう努めるものとする。

また、基幹的な路網は、市道・農道からの延長上にあることが多く、市道・農道と密接な関連を持っているため、諸課題を共有し、長期展望に立った計画的な整備の推進に努める。

第９　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向

平地においては、ほ場整備された耕作条件の良い優良農用地が開発により面的な集積が困難になることを防止する。また、鳥獣被害を軽減するための侵入防止柵の設置を進め、守るべき農用地の保全を図る。

２　農用地等の保全のための活動

農業委員会と連携した農地の荒廃防止など従来の取組みを継続しつつ、日本型直接支払制度など地域の農用地保全活動を積極的に支援するとともに、地域計画を活用した地域の話し合いを支援することで、将来的な農地の維持と集約化を進める。また、大規模な担い手や土地利用型の営農組織を支援し、労働力の確保と生産コストの低減を図り、持続可能な営農を目指す。

■日本型直接支払対象農用地面積

令和6年度 日本型直接支払制度 対象農用地面積	中山間地域等 直接支払交付金事業	多面的機能支払交付金事業
2,140ha	865ha	1,854ha

３　森林の整備その他林業の振興との関連

農山村地域の過疎化、高齢化により、里山林の整備や利活用の担い手が不足し、荒廃が進行している中、その荒廃防止の対策として、丹波くり、丹波漆、みつまたをはじめとする特用林産物等の生産振興や里山整備等により山裾、里山付近の農用地の保全に努める。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、農業用ため池を整備することにより、決壊による災害のリスクを緩和し農用地の保全に努める。

（対象農業用ため池：川北奥地、和久寺下池）

第１０　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業については、福知山盆地を中心とした平場地帯から、その周辺の山間部で行われており、主に水稲単作の農業が行われてきた。

また、本市の農業は、一戸当たりの平均経営耕作面積が50aと零細であることから、米を基幹作物として野菜、豆類、茶等の地域特産物を導入した複合経営が多くみられる。

本市は、前述のような農業構造の現状の下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくこととする。

具体的な経営指標は、福知山市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、新たに農業を営もうとする青年等が目標とするべき年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり200万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり2,000時間）が実現できるものとし、これらの経営が福知山市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

（２）農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地の利用に関する誘導方向としては、まず、水稲の個別経営体の規模拡大、地域営農の組織化による効率化を図るとともに、施設園芸等収益性の高い農業を振興する。そのため、農用地利用計画に基づき、農地の流動化の推進、近代化施設の導入、流通体制の整備とも関連させながら、農産物生産のための条件整備を図る。

さらに、地方卸売市場向けの野菜等の計画的な生産・集出荷を図り、また、茶、果樹、畜産等についても地域に適した特産物として、その生産振興に努め、消費者ニーズに対し、的確かつ主体的に対応できる生産販売体制の確立により、市場適応力を強めていくこととする。

次に、本市の農業を担う意欲的な農業者を育成するため、水稲等の土地利用型農業においては、地域（旧村程度の範囲）として生産維持できるよう機械、施設等の農業生産に係る諸資源を営農生産組織に帰属させた組織を育成する中で、若い農業者や高齢者の農業専従者を地域農業、農村の中核的担い手として育成し、あわせて足腰の強い地域特産産地の形成も推進していく。また、施設園芸、露地野菜、茶、果樹等の水稲複合品目においては、産地を支える多様な農業経営者として女性や高齢専従者、他産業からの参入者も育成していく。

■経営指標別集積目標面積（基本構想）

対象農家形態	営農類型	集積目標面積
組織経営体	水稲＋水稲受託	242ha
	水稲＋小麦＋小豆	435ha
	水稲＋施設野菜（万願寺）	25ha
	水稲＋水稲受託＋露地野菜（きゅうり）	44ha
	水稲＋茶	9ha
	畜産（和牛繁殖）	3ha
個別経営体	水稲＋水稲受託＋施設野菜（九条ネギ）	98ha
	水稲＋水稲受託＋施設野菜（万願寺）	79ha
	水稲＋水稲受託＋露地野菜（きゅうり）	116ha
	水稲＋茶	78ha
	水稲＋ブドウ	59ha
	栗＋施設野菜（みず菜）	28ha
	酪農	3ha

2　農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（1） 認定農業者等の育成対策

本市は、将来福知山市の農業を担う若い農業経営者を確保、育成し、若者が農業を職業として選び、伸び伸びと意欲を持ってその能力を十二分に発揮できるような経営環境を整備するために、意欲ある新規就農希望者又は若い農業経営者の意向等を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長しつつ、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

（2） 農用地の集団化対策

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による経営発展を図ろうとする意欲ある農業者に対しては、旧村単位で組織している地区推進協議会が中心となり、農地の流動化を推進し、農地集積を図り、加えて連担化が図れるように誘導し、土地利用型経営の作業の効率化を推進することとする。

（3） 農用地の流動化対策

零細農家から認定担い手農家への農用地の流動化による、農業経営規模拡大の動きを促進し、農地中間管理機構を活用した農用地の集積化及び集約化を積極的に推進する。また、地域計画の実行に伴い地域で話し合いを行うことで、それぞれの耕作能力に見合った規模の農地を地域で融通し、農作業の効率を高めるよう、農用地等の利用改善を推進する。

（4） 農作業の受委託・共同化

農業者の高齢化、機械の高騰により個別完結型経営が難しくなってきている中、作業委託が増大する傾向にあり、この委託に対応できる個人担い手を地域の中で検討し、個別担い手として位置づけ育成していく。

また、生産組織は、効率的な農業経営を図るため、オペレーターの育成、受委託の促進等を

図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、生産組織の法人化に向けた組織を育成することにより地域農業を推進していく。

一方、集約的な経営展開を助長するため、複合作目としての畜産、茶、施設園芸等の作期、作型、品種の改善による高収益化を推進するとともに、マーケティング面からの検討を行い、新産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定し振興を図っていく。

3　森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家は、主に農業と併せた複合経営の形態であり、森林を資産保持的に保有している付随経営型が大半を占める。森林施業の面においては、農業との労務配分、休日施業により造林や保育が進められてきたが、近年は森林への関心が薄れ、一部を森林組合等へ委託するのみとなっている。

農業と林業とは、農地、水、森林資源の利用について、有機的関連を有するとともに、就業・所得面においても、相互補完関係にあることから、農林業の調和のとれた複合経営の確立を図る。また、里山の特産品である「丹波くり」をはじめとした特用林産物等の振興により、農家経営の安定的拡大を図るとともに、農用地の利用の促進を目指す。

第１１　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作物は、水稲、小麦、小豆、黒大豆、京野菜、茶、栗、畜産（飼料作物）等である。

各種農産物の生産振興及び農地の有効利用を図るため、積極的に機械化を推進し、地域単位での農作業受託組織を核として機械施設・農作業場・集出荷施設・小規模籾乾燥調製施設を整備するとともに、農協単位で大規模籾乾燥貯蔵調製施設・育苗センター等を設置してきた。また、地域性に応じて共同製茶施設・飼料等調製貯蔵施設・堆肥舎等の新設・充実を促進し、各作物ごとの一連の総合的な近代化施設整備を行ってきた。いずれも老朽化が進んでいるが、管理する地域組織の後継者不足、構成員の高齢化により、機械や施設の更新が困難となることが予想される。今後、組織の統廃合を見据えながら、それぞれの規模に見合った機械や施設の更新を行い、生産性の向上と農業生産基盤の維持に努める。

水稲、小麦、小豆、黒大豆等の土地利用型作物については、他品目に対応できる汎用型の機械や設備の導入を進めるとともに、自動運転の農業用機械やドローン等の新規技術の導入と活用に努め、より一層の機械化と省力化を推進し、高い生産性と収益がある生産体制の構築を推進する。

万願寺とうがらしや紫ずきんなどの京野菜等については、実需者ニーズに基づく売れるものづくりを推進するため、特産作物として生産の拡大を図るとともに、地域の実状に即した産地化を促進する。特に、近年は異常気象が多発しており、安定した生産が可能な施設栽培を推進する。また、ＩＣＴ技術を導入し省力化と一定の品質確保に努める。一方で、地方卸売市場への地場野菜供給体制の整備を推進するため、地場野菜生産出荷組合連絡協議会を中心に、品質の向上と規格統一を図るとともに、後継者の育成と生産意欲の向上を図るため、価格安定制度を実施する。

茶については、産地間競争が激化してきており、今後とも良質な茶の生産と流通の近代化を積極的に推進し、産地としての存続と発展を図る。

現在、茶園及び加工施設の老朽化により生産性が低下してきているが、奨励品種を中心に優良品種への改植、栽培技術の高位平準化、他市を含めた共同加工施設の利用により、商品価値の高い良質茶の生産を省力的に行うことを推進する。また、「てん茶工場」の利用により、揉茶とてん茶のバランスをとることで、労力の軽減と所得の確保を図る。

畜産については、飼料作物栽培の規模拡大・大型専用機械の共同利用によって、飼料費の軽減に努め、経営の安定を図ることや、地域で生じた稲わらを敷きわらに利用することや、たい肥や鶏糞を地域の農業に利用するなど、耕種と畜種の地域内循環を図る。

栗については、当地域の栗は「丹波くり」の名称で品質が高く評価されており、自然的・社会的条件に適した有利性と地域特産物としての市場性を生かし、栗園の整備・拡大を図りながら、樹園地の集団化を促進し、良質な栗の生産拡大と経営の安定化を促進する。

（１） 福知山東部地区（西中筋・雀部・佐賀）

当地区は、西中筋地内に約50haの処理能力をもつライスセンターがあり、茶については製茶工場やてん茶工場が整備されている。

水稲、小豆については、大区画ほ場に対応した機械化・整備体系を整備するとともに、地域特産物である茶との複合経営を推進する。

また、京野菜のハウス栽培についてもパイプハウスを整備し組織的な野菜生産を推進する。
佐賀地区では、筍の生産拡大及び高い市場性の確保に努めている。

（２） 福知山西部地区（上豊富・下豊富）

当地区は、豊富米の名で古くから知られているように、市内有数の穀倉地帯となっており、営農意欲も高い。ライスセンターが整備されており、都市近郊の利点を生かした地場野菜や、小麦、黒大豆、小豆等の集団栽培も行われている。

水稲のほか、麦、小豆、野菜等の生産の振興を図るため、スマート化を含む高性能機械の整備や、京野菜の施設栽培の推進を行う。

（３） 福知山南部地区（上六人部・中六人部・下六人部）

当地区は、水稲を中心とした営農が行われており、京野菜の施設栽培も行われている。また、ミニライスセンター、育苗施設が整備されており、近代的な大規模畜産経営も行われている。今後、水稲の低コスト省力化を進めるため、水稲用機械の高性能化、スマート化を図るとともに、京野菜の施設栽培や小豆等の地域特産物の振興を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。

（４） 福知山北部地区（雲原・金山・三岳・金谷・上川口）

当地区は、水稲を中心とした営農が行われており、組織の法人化による営農や京野菜の栽培も行われている。乾燥調製施設が整備されており、今後、水稲の低コスト省力化を進めるため、水稲用機械の高性能化を図る。

（５） 福知山中部地区（下川口・庵我・福知山）

当地区は、育苗施設が整備されており、水稲を基幹として地場野菜、きゅうり等を組み合わせた複合経営となっている。この地域の特色として、採種小麦の集団化が実施されており、ライスセンターを中心とした組織の法人化も行われている。今後、近代化機械施設等の整備を推進し、生産組織の育成や地場野菜の生産拡大を図る。

（６） 三和地区（菟原・細見・川合）

当地区は、水稲等の土地利用型作物と万願寺とうがらしや水菜をはじめとする京野菜の施設栽培、また採卵鶏等の畜産経営が行われている。水稲については、集出荷貯蔵施設等が整備されており、集落営農組織においても共同利用の機械・施設が整備されている。また、万願寺とうがらしの集出荷のため検品場が整備されている。今後は、高い市場性をもつ丹波くり、ぶどう、万願寺とうがらし、みず菜などの栽培施設の整備、高収益作物の流通を改善するための集出荷施設の整備、農作業の効率化を図る農業用機械の導入などの整備を推進する。

（７） 夜久野地区（上夜久野・中夜久野・下夜久野）

当地区は、水稲・豆類の土地利用型農業と京野菜の施設栽培、京地どり生産の養鶏等の畜産経営が行われている。また、水稲採種施設があり、水稲採種事業に取り組むほか、そば栽培の

拡大を図る等多様な営農を展開している。

水稲についてはライスセンターが整備され、農作業の共同化を進めているほか、万願寺とうがらしや紫ずきん等の京野菜等、商品性の高い作物栽培を推進している。

地区内には集出荷施設や予冷施設、選荷施設が整備され、良品質生産に向けた取組みに注力してきたが、農業者の高齢化により、併せて栽培作物の軽量化、農作業の省力化に留意した営農への転換を図る必要があり、それとともに新たに必要な施設整備を図る。

（８） 大江地区（河守上・河守・河西・河東・有路上・有路下）

当地区は、水稲を中心として小豆・茶等を主とした農業経営と採卵鶏等の畜産経営が行われており、万願寺とうがらし、みぶな、えびいも等の京野菜の取組みもなされている。また、大区画ほ場整備に対応した農業生産組織による営農や京野菜の施設栽培も進められており、今後、水稲用の機械、京野菜栽培用のパイプハウス、製茶施設、優良茶園の整備に努める。畜産については、地域農業と調和の取れた経営を図るため近代化施設の整備を推進する。

２　農業近代化施設整備計画

導入実績は下表のとおり。そのほか、農地集積を積極的に行う農業者に対し、国・府が実施する機械導入支援事業を活用し、近代化施設の整備を推進する。

■導入実績

旧村名	受益地区	導入年度	施設の種類及び規模	
福知山	森垣	Ｈ３０	色彩選別機	１台
福知山	森垣	Ｒ４	コンバイン・遠赤外線乾燥機	各１台
雀部	前田	Ｒ２	コンバイン	１台
庵我	猪崎・下猪崎・中・池部・安井・筈巻	Ｒ２	フレコン計量器	１台
下豊富	大門	Ｒ２	乾燥機	１台
下豊富	大門	Ｒ３	コンバイン	１台
下豊富	室	Ｒ３	ドローン	１台
西中筋	石原・土・戸田	Ｒ３	色彩選別機	１台
下川口	牧・波江・石本・漆端・勅使・下天津	Ｈ３０	コンバイン	１台
下川口	牧・波江・石本・漆端・勅使・下天津	Ｒ２	乗用管理機	１台
下川口	牧・波江・石本・漆端・勅使・下天津	Ｒ３	フレコン計量器	１台
下川口	牧・波江・石本・漆端・勅使・下天津	Ｒ４	色彩選別機・エアドライヤー	各１台
下川口・佐賀	牧・波江・石本・漆端・勅使・下天津・印内	Ｒ４	コンバイン	１台
上豊富	奥榎原・口榎原・石場・北山・畑中・辻・甘栗・樽水・談・法用・小牧・下戸	Ｈ３０	フレールモア	１台
上川口	上小田	Ｈ３０	色彩選別機	１台
上川口	上小田	Ｒ２	堆肥散布機	１台

菟原・細見	高杉・千束・芦渕	Ｈ３０	トラクター・播種機他	各1台
菟原	友渕	Ｈ３０	トラクター	1台
下夜久野	今西中	Ｒ２	乾燥機	1台
上夜久野	副谷・門垣・平野・水上・中田・三谷・板生上町	Ｒ４	コンバイン	1台
河守	河守・金屋・波美	Ｈ３０	播種機・収穫機	各1台

３　森林の整備その他林業の振興との関連

低コスト林業の実現と素材生産部門の担い手対策のために、機械作業システムの確立、オペレーターの養成・確保等、本市の森林に適した機械化の推進を図ることに加え、こうした林業機械の導入を進めるための普及啓発について検討するとともに、基幹林道等基盤整備に向けての推進を強める。

同時に、効率生産システムと低コスト経営を可能とする生産基盤の整備と機械化を推進する。さらには素材生産、木材流通加工関係団体の組織強化を図るとともに、業者間の連携を強め、林業関係者と行政が一体となって、長期展望に立った諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

特用林産物については、生産者と連携を図りながら生産量の増大に努めるとともに生産を林業経営の一環とし、複合的な林業経営を目指し、林家所得の向上を図る。

第１２　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

令和６年度末現在、本市の認定農業者(Ａ認定)は108人（74人・34組織）、市独自水準到達者(Ｂ認定)は51人（37人・14組織）で、これらの担い手は、本市の農地の維持と農業生産の中心となり、耕作困難となった農地を引き受けて農業生産を実施している。

本市は、将来福知山市の農業を担う若い農業経営者を確保、育成し、若者が農業を職業として選び、伸び伸びと意欲を持ってその能力を発揮できるような経営環境を整備するために、意欲ある新規就農希望者又は若い農業経営者の意向等を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長しつつ、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指す取組みを支援する。

また、地域計画の実現に向け半農半X実践者、定年帰農者、離職者、他産業からの参入者など多様な人材を、農山村を支える担い手として位置づけて確保し、地域への定着のサポートに努める。

＊認定農業者数推移（各年度末時点）　（単位：経営体）

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
Ａ認定	100	100	101	106	105	108
Ｂ認定	70	57	53	54	55	51
合計	170	157	154	160	160	159

＊福知山市地域農業担い手認定

		農業者	農業法人	任意組織
A認定	農業経営基盤強化促進法第12条に定める認定	○	○	－
Ｂ認定	地域農業を支える多様な担い手認定（市独自）	○	○	○

２　農業就業者育成・確保施設整備計画

福知山市においては、恒常的に設置している農業就業者育成施設はないものの、個々の就農希望者に合わせて設置する「担い手養成実践農場」の拡大と研修環境の整備を支援し、円滑な就農につなげていく。

３　農業を担うべき者のための支援の活動

これまでは退職後故郷に戻り農業に従事する者が一定数あり、地域農業及び農村の維持に寄与してきたが、労働者人口の減少や定年延長が進みつつあり、農村を離れた者が戻るのを待つのではなく、より積極的に移住者を呼び込む必要が生じている。そのため、空き家バンク制度などを活用し、新たな住人の獲得を推進するとともに、新規就農者の確保については、農村で研修しながら就農を目指す人を受け入れる体制づくりと生活スペースの確保に関して、地元農家、京都府、京都府農業会議、農業協同組合、市等の関係機関が連携を保ち推進していく。三和地区では、新規就農者受入に向けた体制作りが進んでおり、新規就農者受け入れ地区として積極的に活用する。

また、本市で就農を希望する若者や離職者に対して、青年等就農資金などの制度資金の活用、就農研修事業や就農初期の農業経営支援を行うことにより、意欲と能力のあるものが円滑に就農し、将来の担い手として活躍できるよう育成・確保に努める。

4　森林の整備その他林業の振興との関連

林業事業者の育成には、新規林業労働者の確保と労働条件の改善が急務である。

そのため、（公財）京都府林業労働支援センターとの連携により、林業労働者の暮らしと福祉の向上を図り、長期勤続を推進するとともに、林業事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の取組み、並びに林業に就業しようとする者の就業支援による林業労働力の確保を図る。

また、自伐型林業者など、新たな林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、農業と林業が連携して人材の確保に努める。

第１３　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和２年の販売農家数は1,464戸であり、そのうち兼業農家は1,362戸となっている。農業経営の近代化・効率化が進む一方で、若年層の流出による後継者不足や農業従事者の高齢化に伴い、今後も農業従事者数は減少するものと考えられる。

現在では、農業を実質的に担う者は農業所得を主としない兼業農家が半数以上である。今後、農業後継者を確保するためには、他産業並みの所得が必要であり、農業者の意欲や体力に応じた収益性の高い農業を推進するため、規模の拡大のための農地の集積・集約化の推進をはじめ、農薬・化学肥料を低減した環境にやさしい農産物の生産や農家レストラン等の農村ビジネス、生産から販売まで一体化などによる農業の高付加価値化を進める。

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

近年、産業構造の変化により、本市の就業者割合は第１次産業が著しく減少しているのに対し、第２次産業が微減、第３次産業が横ばいとなっている。本市においては、長田野工業団地や長田野工業団地アネックス京都三和が地域産業の振興に大きく貢献しており、事業活動の拡大で地域内雇用の創出が期待できる。農地の有効利用を図る観点から、担い手農家への土地の利用集積の推進と併せて、小規模な農業従事者については、就業機会の確保による安定就業を促進する必要がある。

このことから、関係機関との連携協力のもとに、労働・安全・衛生管理等の充実、労働環境・条件の整備促進及び、中高年齢層の雇用促進等のための職業訓練機能・職業斡旋機能を充実させ、農業従事者の就業の機会の増大を図る。さらに、農家レストランや、農家民宿、農村休養施設など恵まれた自然環境を都市生活者に提供する一方、農業従事者の安定的な就業の場の促進を図ることにより農村地域の定住条件を整備するものとする。また、農村地域での若者の定着を図ることにより、後継者の確保に努める。

３　農業従事者就業促進施設

該当なし

４　森林の整備その他林業の振興との関連

農業従事者のほとんどは、農地のほか、山林を保有しているが、個々の農林業者の山林所有面積は零細である。そのため、林業事業体との長期経営の受委託の促進を図り、施業の集約化によって経営基盤の安定強化を促進する。

また、農業と林業の複合経営、特に当地方の特産である丹波マツタケ・シイタケ・丹波くりなどの特用林産物と併せた経営を目指し、林家の所得の向上を図る。

第１４　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標

本市の農山村部では、近年の過疎・高齢化の進行による農林業後継者の減少や、野生鳥獣による農作物被害の増加などにより、農地・森林の荒廃が進んでいる。農林業の担い手対策及び定住化対策が、地域の活性化を図る上で重要な施策になっており、集落環境の維持の観点から、適切な土地の保全管理と計画的な土地利用を推進する。

特に市街化調整区域においては、市街地の拡大を抑制する観点から新たな開発が困難であり、集落や地域農業の担い手になることが期待される新規住民の受け入れが難しい状況である。そのような中で、地区計画の策定で計画的な土地利用を図ることにより、新たな地域の担い手の確保や職住近接の暮らしやすい環境づくりを推進する。

また、農村集落の維持と組織の活性化を図り、里山や緑の保全、河川・ため池・水路の施設や水質の保全、さらに良好な田園景観の創出などに配慮しつつ、適切な農村集落環境の整備を図る。

２　生活環境施設の整備計画

該当なし

３　森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画との整合を図りつつ関連事業との連携を保ちながら、生活環境施設が適切に整備されるよう、周辺の森林環境の保全と活用に努める。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

農村生活環境施設の必要性に加え、事業規模などについても関係機関・部署と連携の上、相乗効果を生み出せるよう推進していく。

第１５　附図

【別添】

１　土地利用計画図　（附図１号）